

L R T車両に表示される屋外広告物の規制見直しについて

【趣旨】

L R T車両に表示される屋外広告物の規制見直しについて諮るもの

令和5年1月 景観審議会

- ・ 路線バス及び観光バスに表示される広告物の規制を緩和→ラッピング広告が可能
- ・ LRT車両に表示される屋外広告物の基準については、「芳賀・宇都宮らしさ」や市民の愛着を醸成しながら、早期新設に向け検討を進める。

～7月 LRT車両に表示される屋外広告物に係る検討
(栃木県との調整等)

※ 車両広告物（鉄道車両等）：走行するすべての場所の屋外広告物規制が適用（芳賀町は栃木県屋外広告物条例が適用）

2 宇都宮市屋外広告物条例施行規則の改正

(軌道車両の基準の新設)

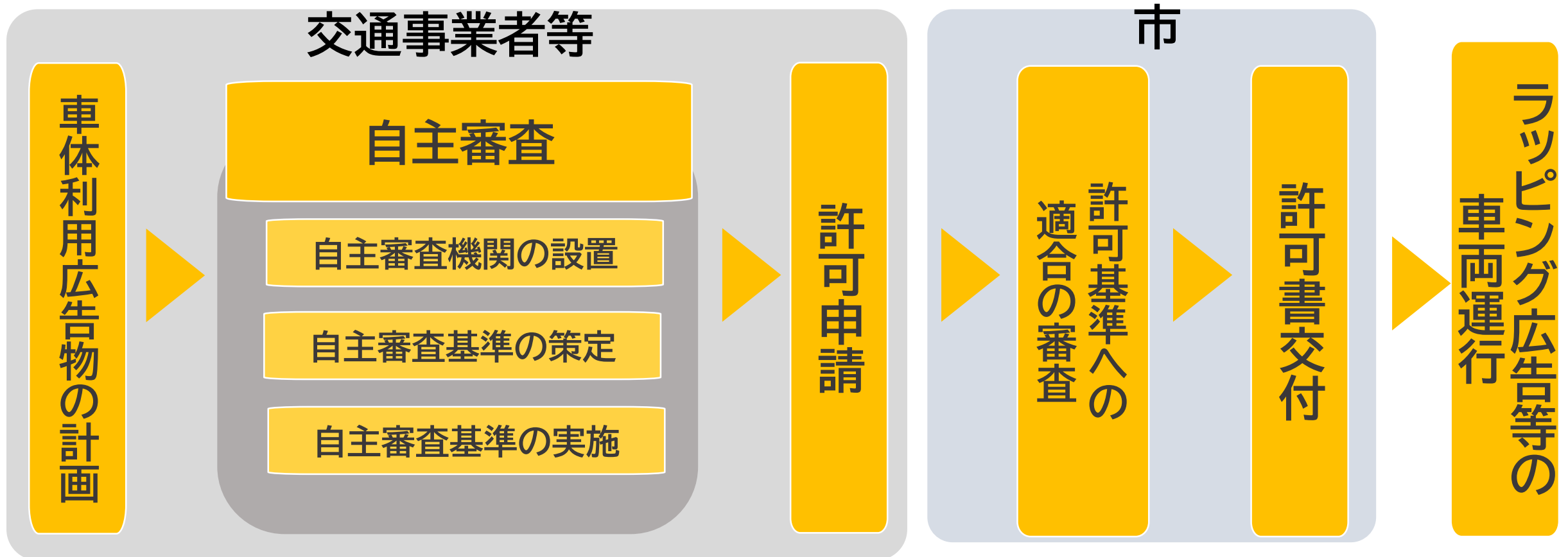
LRT車両は、鉄道車両と同様に路線を識別できることから、広告物の表示位置を「左右側面部及び前後部」とし、面積の制限はなしとする。
※ バスの場合、運営会社の識別性を確保するため前部への表示を制限

	改正後(案)	改正前
軌道車両 (LRT車両)	左右側面部及び前後部	(基準なし)
【参考】 鉄道車両	左右側面部及び前後部	

※ 栃木県も同様の基準で改正予定

(ラッピング広告等の自主審査)

「宇都宮市車体利用広告物の許可に関する要綱」及び「宇都宮市車体利用広告物ガイドライン」に基づき、交通事業者等が自主審査機関を設置し、審査基準を策定の上、審査の実施を求める。



3 今後のスケジュール

8月9日	栃木県景観審議会(予定)
8月25日	屋外広告物条例施行規則改正 告示(予定)
8月26日	施行(予定)
	LRT開業

規則等改正新旧対照表

改正案

宇都宮市屋外広告物条例施行規則（案）

別表第3(5)アドバルーン等

種類	区分		第1種 許可地域	沿道型 許可地域	第2種 許可地域	第3種 許可地域
	基準					
自動車に表示される 広告物	道路運送事業の用に 供する自動車	規格	(略)			
		数量	(略)			
		表示方法	(略)			
	上記以外の 自動車	規格	(略)			
		数量	(略)			
		表示方法	(略)			
鉄道車両 及び軌道 車両に表 示される 広告物	規格	(1) 表示位置は、 <u>左右側面部及び前後部</u> とすること。 (2) 広告物の色彩及び意匠は、都市の景観と調和のとれたものとする。				
	表示方法	交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。				

現 行

宇都宮市屋外広告物条例施行規則

別表第3(5)アドバルーン等

種類	区分		第1種 許可地域	沿道型 許可地域	第2種 許可地域	第3種 許可地域
	基準					
自動車に表示される 広告物	道路運送事業の用に 供する自動車	規格	(略)			
		数量	(略)			
		表示方法	(略)			
	上記以外の 自動車	規格	(略)			
		数量	(略)			
		表示方法	(略)			
鉄道車両 _____ に表 示される 広告物	規格	(1) 表示位置は、 <u>前面</u> 、 <u>左右側面部及び後部</u> とすること。 (2) 広告物の色彩及び意匠は、都市の景観と調和のとれたものとする。				
	表示方法	交通の安全の妨げとなるおそれのない構造及び位置であること。				

規則等改正新旧対照表

改正案	現 行
<p>宇都宮市車体利用広告物の許可に関する要綱（案）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 車体利用広告物 宇都宮市屋外広告物条例（平成7年条例第49号。以下「条例」という。）第10条第1項の許可を受けなければならない広告物のうち、自動車（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の用に供するものをいう。）、<u>鉄道車両（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供するものをいう。）及び軌道車両（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第2条第6号に掲げる軌道運送高度化事業の用に供するものをいう。）</u>に表示する広告物をいう。</p> <p>(2) 交通事業者 車体利用広告物の媒体となる車両を用いて、道路運送法第3条第1項に規定する一般旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）、<u>鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業を営む者及び宇都宮市軌道施設条例（令和4年条例第36号）第5条第1項の許可を受けて軌道施設を使用しようとする者をいう。</u></p>	<p>宇都宮市車体利用広告物の許可に関する要綱</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 車体利用広告物 宇都宮市屋外広告物条例（平成7年条例第49号。以下「条例」という。）第10条第1項の許可を受けなければならない広告物のうち、自動車（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項に規定する一般旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の用に供するものをいう。）<u>及び</u>鉄道車両（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供するものをいう。）、<u> </u>に表示する広告物をいう。</p> <p>(2) 交通事業者 車体利用広告物の媒体となる車両を用いて、道路運送法第3条第1項に規定する一般旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）<u>及び</u>鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条<u> </u>に規定する鉄道事業、<u> </u>を営む者<u> </u>をいう。</p>